

議案第51号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日

西脇市長 片山 象三

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免を行うため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>(保険料率) 第2条 (略) (1)～(5) (略) (6) (略)</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを陸き、以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略) (7)～(11) (略) 2～4 (略) 附則 (略) 1～11 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免)</p> <p>12 第9条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和2年度及び令和3年度の保険料（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>ア その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</p> <p>イ その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見</p>	<p>(保険料率) 第2条 (略) (1)～(5) (略) (6) (略)</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略) (7)～(11) (略) 2～4 (略) 附則 (略) 1～11 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免)</p> <p>12 第9条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限る。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</p> <p>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</p>	

13～17 (略)
込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下

13～17 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市介護保険条例第 2 条及び附則第 12 項並びに次項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- (経過措置)
- 2 令和 2 年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の西脇市介護保険条例附則第 12 項の規定の適用については、同項第 2 号イ中「令第 22 条の 2 第 1 項」とあるのは、「健康保険法施行令第 381 号」第 7 条の規定による改正前の令第 22 条の 2 第 1 項」とする。